

第 25 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和6年11月29日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立美術館分館	熊本市東区榎町1 6番7号	株式会社熊本県弘 済会 代表取締役 池田 真也	令和7年4月1日か ら令和10年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県立美術館分館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。